

# ディスクロージャー分析～金融庁の有報レビュー 調査票の項目について早期適用会社の開示分析

2020.05.20

金融庁が実施している有価証券報告書（以下、有報）レビュー、令和2年度の法令改正関係審査では、平成31年1月の開示府令改正により記載の充実が求められている「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「監査の状況」が審査対象となっている。

今般、記述情報の記載ぶりに改善の余地があると考えられる提出会社に、翌年度からの改善・充実に向けた検討を求める通知が発出されており、記述情報のより一層の充実が期待されている。そこで、今回の開示府令改正を早期適用している会社を対象に有報レビュー調査票の項目の開示事例を調査・分析する。

調査対象会社は「開示府令 第二号様式 記載上の注意（30）、（31）、（32）、（56）a(b)又はd(a)の規定を当事業年度に係る有報から適用している旨」を有報に記載しており、令和2年3月31日までに有報を提出している会社を調査対象としている。

## 1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を早期適用している会社 41社

### （1）改正のポイント

（a）経営方針・経営戦略等の記載にあたり、経営環境についての経営者の認識の説明を含めることが規則上、明確化されている。

（b）対処すべき事業上及び財務上の課題について、優先順位が高いものを記載すべきことが規則上、明確化されている。

### （2）事例分析

「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に課題をいくつ記載しているか

1～2	9社
3～4	18社
5～6	12社
7以上	2社
合計	41社

課題の数「3～4」が18社と多数派となっており、最も多く課題を記載していた会社の課題の数は「22」、最も少ない会社は「1」であり、41社の平均は「4.07」となっていた。「対処すべき課題」等の小項目を記載している会社がほとんどであったが、小項目は記載せずに、中期経営計画の施策として記載している会社も数社あった。また、事業上と財務上の課題を分けて記載し、さらに事業ごとの対処すべき課題を記載している会社もあり、事業別に課題を記載している会社が最も多く、その他には業種特有の課題、人材育成や人材確保を記載している会社が多く見られた。

## 2. 「事業等のリスク」を早期適用している会社 37社

### (1) 改正のポイント

(a) 経営者が連結会社の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて

- ・当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期
- ・当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容
- ・当該リスクへの対応策

など、具体的に記載することが求められる。

(b) リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載することが求められる。

### (2) 事例分析

「事業等のリスク」にリスクをいくつ記載しているか

1～5	3社
6～10	12社
11～15	13社
16～20	6社
21以上	3社
合計	37社

リスクの数「6～10」と「11～15」が多数派となっており、最も多くリスクを記載していた会社のリスクの数は「30」、最も少ない会社は「3」であり、37社の平均は「12.19」となっていた。また、パブリックコメントに対する金融庁の考え方のNo.10においても「リスク項目を羅列するのではなく、主要なリスクを記載することを明確化しております」と記載しており、リスクの重要性を考慮して記載することが求められる。

改正のポイント(a)の3項目を記載していたのが、アクシアル リテイリング(株)で、特に重要なリスクとその他重要なリスクに分けて記載をしていたのが、サントリー食品インターナショナル(株)であった。そして、リスクの性質に応じて区分したり、事業ごとにリスクを区分している会社もあり、何らかの区分を行っていた会社が3分の1程度で、2～4に区分している会社がほとんどであった。

## 3. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を早期適用している会社 25社

### (1) 改正のポイント

(a) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報について、経営者の認識を含めて記載することが求められる。

(b) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載することが求められる。

### (2) 事例分析

「会計上の見積り」の記載方法について

具体的な項目を掲げて記載	12社
重要な会計方針を参照	9社
一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成	3社
記載なし	1社
合計	25社

具体的な項目を掲げて記載している会社が12社と半数を占めていた。ここで「会計上の見積り」とは、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」と企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(3)に定義されている。

次に、「会計上の見積り」を何項目記載しているか最も多かった会社が11項目、最も少なかった会社が1項目であり、12社の平均が4.42項目となっていた。そして、どのような項目を記載しているかについて、2社以上が記載していた項目は、以下のとおりである。

貸倒引当金	9社
繰延税金資産	8社
固定資産の減損処理	6社
有価証券	5社
退職給付費用	4社
賞与引当金	2社
製品保証引当金	2社

#### 4. 「監査の状況」を早期適用している会社131社

##### (1) 改正のポイント

(a) 提出会社の監査役及び監査役会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載することが求められる。

(b) 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合におけるその期間（継続監査期間）を記載することが求められる。

##### (2) 事例分析

上記改正のポイントの(a)活動状況と(b)継続監査期間の早期適用の状況について

(a) 活動状況のみ早期適用	14社
(b) 継続監査期間のみ早期適用	9社
両方とも早期適用	108社
合計	131社

いずれかのみ早期適用している会社はそれぞれ1割程度で、大半の会社は両方とも早期適用をしていた。(b)継続監査期間の開示分析については、3月18日発信の「監査の状況 継続監査期間の早期適用の開示分析」を参照されたい。

<https://rid.takaraprinting.jp/res/analysis/2020/post923.html>

開示府令改正の内容を早期適用している会社は一定数あり、積極的な開示の充実への取組が評価されるが、一部の早期適用会社では開示府令の趣旨に照らして改善の余地がある記載もあった。開示府令改正の内容は主に記述情報からなるため、各提出会社がそれぞれの置かれた状況等に応じて、ルールへの形式的な対応にとどまらない充実した開示が期待される。

以上